

平成25年度「小清水町奨学金」貸付申請受付のご案内

平成25年度「小清水町奨学金」の申請を次のとおり受け付けます。

貸付を希望される方は、期日までに申請してください。

- ▶奨学生の資格 (貸付対象者) 本町住民のお子さんで、高等学校以上の学校に就学、または在学し、行動が善良で、学業が優秀と認められ、身体が健康であり、家庭の事情などから学資の支弁が困難と認められる方。
※申請者等の所得などを確認させていただき、申請者世帯のご事情を考慮し選考させていただきます。ご不明な点がある場合には教育委員会管理課までご相談ください。
- ▶申請に必要な書類 (1) 貸付申請書 (2) 履歴書 (3) 所要額調書 (4) 学校長の推薦書 (5) 健康診断書 (6) 過去3年間の学業成績証明書 (7) 在学証明書 (8) 同意書(世帯及び保証人の所得等の閲覧同意書)
- ▶貸付限度額 ・高等学校 月額10,000円 ・大学以上(高専・短大・専修学校含む) 月額40,000円 ・留 学 月額50,000円
- ▶償 還 期 限 学校卒業後1年の猶予期間を設け10年以内
- ▶申 請 期 日 平成25年4月25日(木)
- ▶提 出 先 教育委員会管理課管理係
- ▶そ の 他 申請に必要な書類は教育委員会管理課管理係に用意していますのでお申し出ください。

学用品代・給食費などを援助します

教育委員会では、小学校・中学校に通うお子さんを持ち、経済的理由で学用品の購入や給食費などの納入のことでお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。

- ▶援助の内容
 - ・就学のための援助(学用品費、修学旅行費、体育実技用品費(小学1・4年生にスケート、中学1年生にスキー))
 - ・学校給食費
 - ・PTA会費
 - ・生徒会費
 - ・クラブ活動費
 - ・医療費(学校保健安全法に定められる疾病(虫歯、中耳炎等))
- ▶認定のしくみ
これらの援助は、世帯の生活状態や所得などを総合的に判断し、関係機関と協議のうえ教育委員会が認定します。
- ▶認定にあたっては、次のようなことを参考にします。
 - ・世帯の職業が不安定、あるいは長期療養、災害や事故等のケガなどで収入が少ない。
 - ・生活保護が停止または廃止となった世帯。
 - ・母子家庭で児童扶養手当を受給し、著しく生活が困難な世帯。
 - ・税金が軽減されている世帯。
 - ・前年度の所得が低い世帯。(所得の確定申告を必要とする世帯は、必ず確定申告を済ませてください。)
- ▶申請方法 援助を希望する世帯は、各学校、若しくは教育委員会へ申し出てください。

【お問い合わせ先】
教育委員会管理課管理係 ☎(62) 2310



地域包括支援センターからのお知らせ

家族の安心・自分の将来のために・・・
～成年後見制度を理解して、正しく活用しよう！～

【成年後見制度とは？】

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護、福祉サービスを利用するための手続きや契約等を結んだりすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断ができずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込み詐欺などの悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力が不十分な人を法的に保護し、支援するのが『成年後見制度』です。

『成年後見制度』を正しく理解すること・活用することは、将来の自分のためであり、また、家族の安心のためでもあります。

【講演会：家族の安心のために～成年後見制度をもっと知ろう！を開催】

今回、町民の皆様様に『成年後見制度』を広く知っていただくために、下記のとおり講演会を開催することになりました。

この機会に、ぜひ講演を聴いていただき、ご家族やご親族の安心・ご自身の将来のための備えにしていきたいと思います。



| | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--|
| 講演会『テーマ：家族の安心のために～成年後見制度をもっと知ろう！』 | | |
| ○日 時 | 平成25年3月1日(金) | |
| | 【受付】13:30～14:00 | |
| | 【講演】14:00～15:15予定 | |
| ○会 場 | 多目的研修集会施設(愛ホール) | |
| ○内 容 | 講演：成年後見制度をもっと知ろう！ | |
| ○講 師 | 釧路家庭裁判所北見支部 主任家庭裁判所調査官 山本 敏史 氏 | |
| ○申込締切 | 平成25年2月25日(月)まで | |
| ○そ の 他 | 座席・資料等の準備がありますので、事前にお申し込みをしてください。 | |

どなたでも無料で参加できます！

【お問い合わせ先】役場 地域包括支援センター 高齢者支援係 ☎(62) 4473

高齢者雇用安定法の改正等について

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための
高齢者雇用安定法が施行されます！

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正内容は、下記のポイントのとおりです。

【お問い合わせ先】ハローワークあばしり ☎0152 (44) 6287
北海道労働局 ☎011 (709) 2311

<改正のポイント>

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(経過措置あり)
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④ 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定